

## 第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。

## 基本指針 (第一) サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

### 1 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現

- (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- (2) 介護給付等対象サービスの充実・強化
- (3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- (4) 日常生活を支援する体制の整備
- (5) 高齢者の住まいの安定的な確保

2 中長期的な目標	3 医療計画との整合性の確保
4 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
6 介護に取り組む家族等への支援の充実	7 認知症施策の推進
8 高齢者虐待防止対策の推進	9 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
10 介護サービス情報の公表	11 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
12 効果的・効率的な介護給付の推進	13 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携
14 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	15 保険者機能強化推進交付金等の活用
16 災害・感染症対策に係る体制整備	

# 第9期介護保険事業計画の基本指針について

## 基本指針（第二） 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

### 1 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- (1) 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等  
⇒データ分析による課題分析から始まるPDCAサイクル
- (2) 要介護者等地域の実態の把握等  
⇒各種調査の積極的な利用、議論に基づく施策反映
- (3) 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備  
⇒市町村関係部局相互間の連携
- (4) 中長期的な推計及び第9期の目標
- (5) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- (6) 日常生活圏域の設定
- (7) 他の計画との関係  
⇒地域共生社会の実現に向けた、地域福祉や障害福祉施策との整合性
- (8) その他

### 2 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- (1) 日常生活圏域
- (2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (3) 各年度における地域支援事業の量の見込み
- (4) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

### 3 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

市町村介護保険事業計画において地域の実状に応じて定めるよう努める事項

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項
- (2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- (3) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- (4) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- (5) 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- (6) 認知症施策の推進
- (7) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- (8) 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- (9) 市町村独自事業に関する事項
- (10) 災害に対する備えの検討
- (11) 感染症に対する備えの検討